

第4章 自殺対策の基本的な考え方

第4章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、市民一人ひとりの「生きる」を支えるための取組を包括的に推進するため基本理念を次のとおり定めます。

一人ひとりの「生きる」を支える
～誰も自殺に追い込まれることのない大船渡市をめざして～

2 基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。

本市における自殺対策については、自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

平成19年6月、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきました。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係機関、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となり、自殺死亡率も着実に低下しています。

しかし、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態はいまだ続いています。

(3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」と自殺対策基本法にうたわれています。

また、平成28年の改正自殺対策基本法により、都道府県及び市町村は、地域自殺対策計画を策定するものとされました。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援することとなりました。

自殺総合対策とは、このように国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組です。

3 基本方針

自殺総合対策大綱により示された基本方針を踏まえつつ、本市においては、「災害に対応する包括的な取組」を加えた、5つの基本的な考え方に基づき、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

(2) 関連分野の連携強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。そのため対応には、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な支援を含む包括的な取組を実施します。

また、このような包括的な取組を実施するために、様々な分野の施策、人々や組織が連携し、生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的機関が協働で包括的

な支援を進める「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの取組や、生活困窮者自立支援事業等の各種施策との連携を図り、効果的な事業の展開を推進します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は個々人の問題解決に取り組む「対人支援レベル」、関係機関等による実務者連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等による「社会連携のレベル」の3つを連動させ、総合的に推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が発生してしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家の指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

(5) 災害に対応する包括的な取組

東日本大震災により、多くの市民が生活基盤のみならず、家族や地域のつながりを失っており、自殺の危険性が高まることが懸念されます。

被災者や地域住民の心のケア活動、コミュニティの醸成に向けた取組のほか、経済問題等への相談支援等の包括的な取組を推進します。

4 施策体系

本市では、「基本施策」、「重点施策」、「関連施策」の3つの施策により自殺対策の取組を進め、「生きることの包括的な支援」として推進します。

● 基本施策

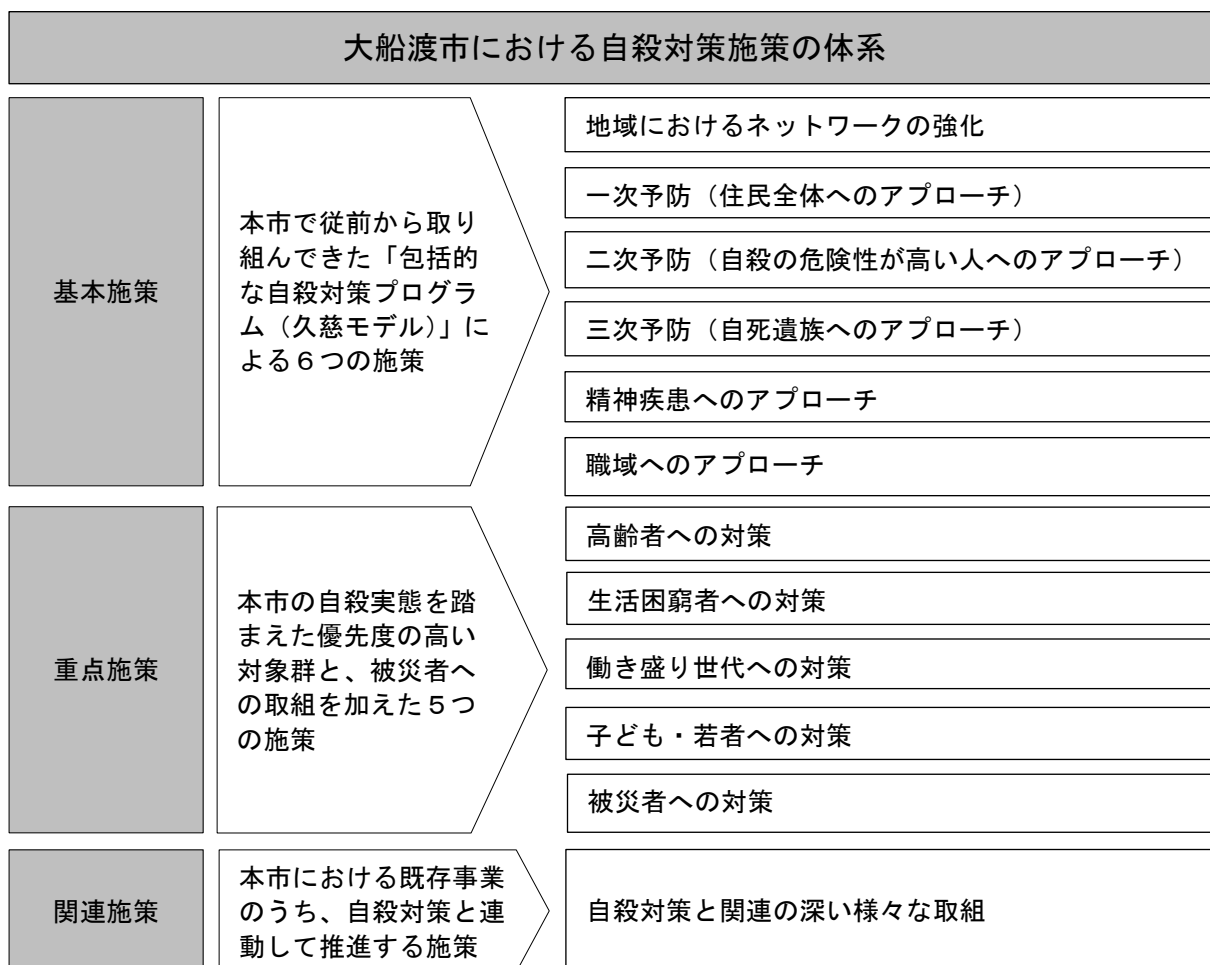
本市で従前から取り組んできた「包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）」による6つの施策

● 重点施策

本市の自殺実態を踏まえた優先度の高い対象群と、被災者への取組を加えた5つの施策

● 関連施策

本市における既存事業のうち、自殺対策と連動して推進する施策



■体系図

【基本理念】

一人ひとりの「生きる」を支える
～誰も自殺に追い込まれることのない大船渡市をめざして～

【目標】

自殺死亡率の減少（18.9 以下）

【基本方針】

- ① 生きることの包括的な支援
- ② 関連分野の連携強化
- ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ④ 実践と啓発を両輪とした推進
- ⑤ 災害に対応する包括的な取組

【施策】

